

日進市設計変更等事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、事務の簡素化及び合理化を図るため、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及び工期変更（委託については、「工期」を「履行期間」に、物品購入については、「納期」と読み替える。以下同じ。）並びにこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「設計変更」及び「工期変更」とは、元設計又は元工期を日進市契約規則（平成元年日進町規則第10号）第41条第1項の規定により変更することをいい、第5条の規定による契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者（委託及び物品購入については「請負者」を「受注者」と読み替える。以下同じ。）に通知すること及び第7条の規定による工期変更について請負者と協議することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、日進市契約約款又は特に定めた契約条件に規程する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの。

(設計変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替えるものとする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く）の場合

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施行中の契約と分離して施行することが著しく不合理な場合については、契約変更することができるものとする。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回ごとの累計概算増額がこの範囲を超えてはならない。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、予算に応じて日進市契約規則第3条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が行わなければならない。ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る施行後に行うことができるものとする。

(1) 施行前に数量が定まらないもの。

(2) 防災及び安全管理等のため、緊急対応が必要なもの。

(3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの。）。)

2 契約担当者は当該変更の内容を設計変更通知書（様式第1号）に整理し、請負者に対し、設計変更内容を通知しなければならない。

3 事前に日進市契約約款に基づき請負者から条件変更確認請求について条件確認書（様式第2号）で通知があった場合は、調査を行ったうえ、調査結果を請負者へ条件確認書（様式第2号）により回答するものとする。調査の結果、設計変更の必要があると認められるときは、前項の規定により通知しなければならない。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、次に掲げる（1）から（4）のいずれかの条件を満たす契約変更は、工期の末までに行うことができるものとする。

(1) 施行前に数量が定まらないもの。

(2) 防災及び安全管理等のため、緊急対応が必要なもの。

(3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者へ

の影響があるもの。)

(4) 当初契約金額に対する累積概算増減額の増加率が 30 パーセント未満かつ増加額が 500 万円未満のもの。

(工期変更の理由)

第 7 条 工期変更は、次に掲げる理由により、変更の必要が生じた場合に行う。

(1) 請負者の請求によるもの

ア 長雨、積雪、凍結等の自然現象により施行に遅延が生じた場合

イ 作業不能（自然現象によるものを除く。）及び材料搬入困難等による場合

ウ 関連する他工事の遅れによる場合

エ その他社会通念上、請負者の責に帰することができない理由による場合

(2) 請負者の責による理由により請求する場合

工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときに限る。ただし、損害等が生じる場合は日進市契約約款に準じ対処するものとする。

(3) 契約担当者の特別な理由により請求する場合

(工期変更の手続)

第 8 条 契約担当者は請負者から日進市契約約款に基づく工期延長請求書（様式第 3 号）の提出を受けた場合は、工期変更協議書（様式第 4 号）により協議し、請負者から工期変更承諾書（様式第 5 号）を徴するものとする。

2 契約担当者は日進市契約約款に基づき工期を短縮等する必要があるときは、工期短縮等協議書（様式第 6 号）により請負者と協議し、請負者から工期変更承諾書（様式第 5 号）を徴するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。